復興フォローアップ委員会(第2回) 次第

日 時:平成19年10月12日(金)15:30~17:30

場 所:ラッセホール リリーの間

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 題
 - (1) 高齢者自立支援・まちのにぎわいづくりについて 専門委員会の活動状況報告

(2) 震災の教訓の再整理・発信について ワーキングチームにおける検討状況報告

4 閉 会

配布資料

資料1 高齢者自立支援・まちのにぎわいづくり専門委員会の活動状況

資料2 阪神・淡路大震災の教訓の再整理について

資料2-2 教訓の柱立てごとのメッセージ

資料2-3 教訓項目一覧

資料2-4 教訓項目の内容整理(例)

平成19年度復興フォローアップ委員会委員名簿

フォローアップ委員会(本委員会) [:座長、 :副座長]

-	
氏 名	所 属 · 職
磯市梶加角河小立地野牧松室善辺川本藤野野林木主崎 原崎積 電出恵幸昌郁茂敏隆紀一益康東禮出恵幸昌郁茂敏隆紀一益康子子夫正博弘雄雄樹一男郎輝子	神戸新聞社編集委員 社会福祉法人きらくえん理事長 神戸市副市長 兵庫県立大学教授 関西学院大学教授 西宮市副市長 阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表 同志社大学教授 神戸大学大学院教授 神戸まちづくり研究所理事 京都大学防災研究所准教授 関西大学教授 総務省消防庁消防研究センター所長 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)主任研究員

はワーキングチームメンバー(リーダーは室崎委員)

高齢者自立支援専門委員会 〔 :委員長、 :副委員長〕

氏 名	所属・職
市河神佐立谷松室山門合崎藤木澤原崎添出。	社会福祉法人きらくえん理事長わ・輪・Wa尼崎代表 兵庫県立大学地域ケア開発研究所准教授 社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会事務局次長 同志社大学教授 兵庫県医師会常任理事 関西大学教授 県立福祉のまちづくり工学研究所特別研究員 コープこうべ生活文化・福祉部統括部長

まちのにぎわいづくり専門委員会 [:委員長、 :副委員長]

氏 名	所属・職
東大加角小濱樋古森朋善恵幸郁恵信 清治研正博雄三子潤登	(株)神戸ながたティ・エム・オー総括マネージャー 西宮商工会議所事務局長 兵庫県立大学教授 関西学院大学教授 阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表 ジア・デザイン神戸所長 樋口都市設計代表 (株)ラジオ関西代表取締役社長 近畿タクシー株代表取締役社長

顧問

氏	名	所	属	•	職	
新野幸! 野尻	次郎 武敏	神戸都市問題研究所 ひょうご震災記念 2	理事長 1世紀研究	飞機構会	長	

これまでの取り組みと今後のスケジュール

第1回本委員会(6/17)

(協議) 19年度の復興フォローアップについて

(3か年推進方策のフォローアップ、震災の教訓の再整理・発信)

(報告) 高齢者自立支援・まちのにぎわいづくり重点事業の取組状況

ワーキングチーム〔教訓の再整理に係る検討〕

- $(6/29 \sim 7/6, 7/13, 8/3, 8/24, 9/14, 10/2 \sim 9)$
 - ・教訓の洗い出し(キーワードの洗い出し、教訓の切り口の検討)
 - ・教訓の柱と教訓項目の整理(メッセージ性を持った柱立てと項目の検討)

専門委員会〔現地調査・協議〕

高齢者自立支援専門委員会(8/9、9/11)

- ・現地調査(高齢者自立支援ひろば[神戸市東灘区、西宮市、宝塚市]) まちのにぎわいづくり専門委員会(7/31、9/19)
- ・現地調査(一括助成実施地区[新長田駅南地区、長田神社周辺地区])

復興モニター調査2007 (アンケート調査)

第2回本委員会(10/12)

(協議) 高齢者自立支援・まちのにぎわいづくりについて

(専門委員会の活動状況報告)

震災の教訓の再整理・発信について

(ワーキングチームにおける検討状況報告)

震災の教訓に関する被災者との意見交換

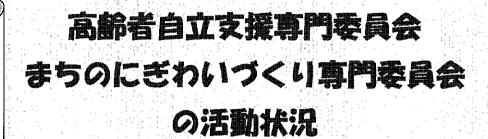
復興モニター調査2007(ヒアリング調査)

第3回本委員会(1月中旬)

(協議) フォローアップ報告案

第4回本委員会(3月中旬)

(協議) 震災の教訓の再整理(中間とりまとめ)



引	高齢者自	立支援専門	委員会	•	•	•	•	Р	1	1
---	------	-------	-----	---	---	---	---	---	---	---

Ⅱ まちのにぎわいづくり専門委員会 ・ ・ ・ P8

| 高齢者自立支援専門委員会

高齢者自立支援ひろばの開設状況

事業趣旨・概要

災害復興公営住宅の高齢化率は極めて高く、認知症や閉じこもりの高齢者が増加する とともに、自治会活動などコミュニティの形成や維持の面でも支障が出ている。

そうした状況に対して、これまでの高齢者自立支援の取り組みの集大成として「高齢者自立支援ひろば」の開設を進め、従来のSCS(高齢世帯生活援助員)による巡回型の見守りを中心とする支援システムから、災害復興公営住宅のコミュニティプラザや空住戸に社会福祉法人等が常駐の拠点を設け、地域と連携して常駐の見守りを始めとする様々なサービスを提供する、地域主体のシステムへの移行を図っている。

○ ひろばの機能

見守り機能	・ひろばを置く住宅の常駐型見守り、緊急時の対応
	・近隣の災害復興公営住宅等への巡回型見守り 等
健康づくり機能	・まちの保健室、ミニデイサービス、会食サービス
	・趣味の講座などの生きがいづくり事業等
コミュニティ支援機能	・入居者間、入居者と地域との交流事業
	・コミュニティづくりのサポート
支援者のプラットフォ	・高齢者や高齢者支援事業に係る情報交換の場
ームの場	・高齢者に向けた情報発信の場、高齢者や地域住民の参画の場

開設状況・計画

○ 開設状況(13ヶ所開設済み)

	市名	対象住宅	開設日	開設場所	運営団体	
	神戸市	本山第三住宅等	H18. 12. 25	空き住戸	社会福祉法人 協同の苑	
		夢野	H19. 2. 19	空き住戸	社会福祉法人 海光園	
		古川	H18. 12. 12	空き住戸	神戸市社会福祉協議会	
		鹿の子台南	H19. 2. 26	空き住宅	社会福祉法人 翔美会	
.☆		東多聞台	H19. 10. 5	空き住宅	社会福祉法人 報恩感謝会	
	西宮市	甲子園口6丁目	H19. 3. 1	コミュニティプラザ		
		岡田山	H19. 3. 1	近隣福祉施設	변수가	
	伊丹市	新田中野	H19. 3. 1	空き住戸	伊丹市	
	宝塚市	福井鉄筋等	H18. 12. 1	コミュニティプラザ	宝塚市社会福祉協議会	
		安倉等	H18. 12. 1	近隣の福祉センター	土冰川江云田江 励战云	
	淡路市	浅野ウイズ等	H18. 7. 1	近隣の福祉センター	淡路市社会福祉協議会	
	三田市	武庫が丘西高層	H18. 8. 1	近隣の福祉センター	三田市社会福祉協議会	
☆	芦屋市	大東町西住宅等	H19. 4. 1	近隣の福祉施設	株式会社 アスクケア	

☆は今年度新規開設(今後、神戸市4ヶ所、宝塚市2ヶ所で開設予定)

○ 開設計画

1777761					
年度	H18	H19	H20	H21	計
開設数	1 1	8	1 2	9	4 0

2 高齢者自立支援専門委員会の開催状況

■ 第1回 高齢者自立支援専門委員会

(1) 調査の概要

調査日時等

<日 時>:平成19年8月9日 14:00~17:15

〈出席者〉: 高齢者自立支援専門委員 7名

県関係者 10名 (復興局長・復興推進課長・復興支援課長 ほか)

現地調査対象住宅関係者 4名

取り組み状況

~神戸市・本山第三住宅~

- 神戸市の取り組み状況
 - ・地域包括支援センターの運営団体がひろばを運営し、ひろばを地域包括支援センターの出先機関と位置づけている。
 - ・介護の必要性に応じて、民生委員と地域ボランティア、ひろば、地域包括支援センターが役割分担して対応しており、連携がうまく行なわれている。
- 本山第三住宅での取り組み状況

<住宅・ひろばの概要>

【住宅】		【ひろば】	-	
住 戸 数	135戸	設置場所	空き住戸	
入居の状況	129世帯、238人	運営団体	社会福祉法人	協同の苑
高齢者数	45世帯、118人			



本山第三住宅の高齢者自立支援ひろば(空 き住戸)の現地調査

<見守り体制>

月、水、金の朝10:00~16:00に常駐

<健康づくり機能>

週1回の健康体操を実施

<コミュニティ支援>

新年会、ふれあい喫茶を実施、今後、周辺住宅にも働きかけ、茶話会等の実施を検討していく。

<プラットフォームの場>

民生委員やボランティアとの連絡会を実施

(2) 委員会における主な意見

地域福祉的な視点

- ○ひろばの現状は、地域福祉づくりより、常駐の見守りが中心となっている。
- ○ひろば事業は地域福祉づくりのパイロット事業である。
- ○災害復興公営住宅だけの取り組みでは限界があり、地域を取り込んでいく必要がある。
- ○周辺地域を取り込むためには、積極的に地域に出て行って地域福祉をつくっていくらいの姿勢で、周辺地域の課題解決にも積極的に関与していくことが必要である。

住宅自治会活動の状況

- ○自治会を支援する体制がなく、コミュニティの問題を相談するところがない。
- ○住民は自分のことで手一杯であり、積極的に自治会活動を担って行くということは難しい。

課題対応能力の育成

- ○事例を蓄積して、マニュアルなどとして整理していく必要がある。
- ○周辺地域の課題にどう対応するかという研修が必要である。

■ 第2回 高齢者自立支援専門委員会

(1)調査の概要

調査日時等

<日 時>:平成19年9月11日 13:00~17:30

〈出席者〉: 高齢者自立支援専門委員 7名

県関係者 14名(復興局長・復興推進課長・復興支援課長 ほか)

現地調査対象住宅関係者 9名

取り組み状況

~西宮市・甲子園口6丁目住宅~

- 西宮市の取り組み状況
 - 市内の2ヶ所にひろばを開設。
 - ・現在は市直営で実施しているが、地域との連携強化を考えた場合、実施主体として 市社会福祉協議会が適当との考えに達し、現在、市社協に委託する方向で検討して いる。

・〇 甲子園口6丁目住宅での取り組み状況

<住宅・ひろばの概要>

【住宅】		【ひろば】	
住 戸 数	282戸	設置場所	コミュニティプラザ
入居の状況	274世帯、492人	運営団体	西宮市
高齢者数	107世帯、183人		



甲子園口6丁目住宅コミュニティプラ ザ(入口付近)

<見守り体制>

月~木 9:45~16:20に常駐

<健康づくり機能> まちの保健室を月1回開催

<コミュニティ支援>

「ふれあい寄席」などの自治会主催行事について、 企画協力等の支援

<プラットフォームの場>

自治会長とは、ほぼ毎日連絡を取っているほか、 地域包括支援センターの職員とも情報交換を行 なっている。

~宝塚市・福井鉄筋住宅~

- 宝塚市社会福祉協議会の取り組み状況
 - ・小学校区単位でのまちづくり協議会を中心に地域福祉を推進している。
 - ・特に高齢化率が高く、地域からも孤立しがちな災害復興公営住宅の状況を踏まえ、 これまでの地域と住宅の関係やそれぞれの特性に応じて、復興住宅のニーズや課題 を地域と共有できるような体制の構築を目指している。
- 福井鉄筋住宅での取り組み状況

<住宅・ひろばの概要>

【住宅】		【ひろば】	
住 戸 数	3 0戸	設置場所	コミュニティプラザ
入居の状況	27世帯、44人	運営団体	宝塚市社会福祉協議会
高齢者数	21世帯、29人	连吾凹怀	玉冰川江玄田仙伽俄玄



福井鉄筋住宅コミュニティプラザにおけ る現地調査

<見守り体制>

民生委員等の協力を得つつ可能な限り常駐

- <健康づくり機能> まちの保健室を月1回開催
- <コミュニティ支援>
 ふれあい喫茶を月2回実施

域との連携を強化している。

⟨プラットフォームの場⟩
まちづくり協議会による福祉相談窓口「和みの場」
がスタート。地域住民を含めた福祉相談を行い地

(2) 委員会における主な意見

将来像の提示

- ○地域福祉計画の中でどのようにひろばが位置付けられるのかを検討し、将来像の 青写真をはっきり提示する必要がある。
- ○中長期的な施策としての位置付けが必要である。

共通理解の醸成

- ○県から市等への委託においては、ひろば機能の具体的取り組みを明確化するとと もに、今後の方向性を共有する必要がある。
- ○県は、画一的なパターンを押し付けるのではなく、地域の実情に応じた仕組みづくりが必要である。

周辺地域を含む現状分析

- ○地域の人的ネットワークや環境、バックアップ機能の有無などを査定したうえでひろばを開設するべきである。
- ○ひろばのスペースや人員(2名)で対応できる住宅規模を見極める必要がある。

ひろばの性格・体制

- ○なんとなく訪ねて行ける場となるように空間を創っていく必要がある。
- ○地域事情がわかるワーカー(社協職員等)をチームに入れるべきである。

行政等のバックアップ機能

- ○現場では幅広い課題に対応しなければいけないので、行政も縦割り的な対応は解消しなければいけない。
- ○行政、地域がひろばの活動を理解して支えていく必要がある。

地域・住民との係わり方

- ○自治会活動や住民の話し合いの場が継続して行なわれるように支援する必要がある。
- ○住民が福祉的な資源を使いやすくする必要がある。
- ○認知症への理解を促すなど、住民全体へのPRが必要である。
- ○多様なイベントを継続的に行い、できるだけ多くの住民の参加を促す必要がある。

研修のあり方

- ○スタッフに地域ケア、地域の連携のあり方について、十分に理解してもらう必要がある。
- ○スタッフに対して、自分達が地域社会を創っているという動機付けを強化する必要がある。
- ○ひろば事業の趣旨をスタッフに充分に理解してもらうために、事前研修も行なう 必要がある。
- ※ 各委員が課題等を自由に提起し KJ 法により整理(別図)。

3 今後の専門委員会での議論の方向

これまで2回実施した高齢者自立支援専門委員会では、幅広く課題や改善点などが出されているので、今後は以下の項目を中心に議論を行う。

○ ひろばは地域コミュニティとの関係においてどのような役割を果たすべきか

高齢者自立支援ひろばには、周辺地域と住宅のつなぎ役となることが求められるが、 そのためには、周辺地域のコミュニティ中でひろばが一定の役割を担っていく必要が あるのではないかと考えている。

その点について、どこまでがひろばに求められるのか、そして、県は、市・運営団体の体制や地域・住宅の個別事情に配慮しながら、どのようなメッセージを発するべきか検討する。

○ 上記の役割を果すためにはどのような能力が求められ、どの様な研修が必要か

ひろばには、単に見守り支援者としてのスキルだけでなく、コミュニティワーカーとしての能力が求められる。それらをひろばスタッフだけで担うことには限界があり、 運営団体の専門スタッフを始めとした幅広い協力関係が必要である。

今後の議論においては、誰にどの様な能力が必要であり、それらの能力の向上を図るにはどの様な研修等をおこなうことが効果的か検討する。

高齢者自立支援ひろばの課題等について (ひろば事業を進める流れに沿って分類した。)

> ひろばの将来像をどのように描くべき か(将来像の提示)

Ⅱ まちのにぎわいづくり専門委員会

1 まちのにぎわいづくり一括助成事業の実施状況

事業趣旨・概要

まちのにぎわいづくり一括助成事業は、阪神・淡路大震災により被災し、にぎわいを失ったまちの再生に向け、地域団体が主体的な発意に基づき、地域の実情や特性に応じた、継続可能な特色あるにぎわいづくり事業に対し、包括的に支援する仕組みとして、当委員会からの提言を踏まえ、平成18年度の創設した制度である。

① 補助対象地区 震災の影響を受け、まちのにぎわいづくりを進める必要があると認められる地区

② 補助対象者 被災地域内に活動の本拠を置き、まちのにぎわいづくりを主体的かつ継続的に推進

できると認められる団体(まちづくり協議会、商店街振興組合等)

③ 補助限度額 1事業あたり10,000千円

④ 補助対象期間 補助金の交付決定から最長2年間

⑤ 審査会の設置 各分野(まちづくり・商店街活性化・芸術文化活動)の専門家、学識経験者等(5

名程度)で構成する審査会を設置し、交付申請書類及び公開プレゼンテーションに

基づき審査・決定。

(1) 平成 19 年度の採択状況について

経 過

5月15日~7月10日 19年度採択分公募 <申請件数> 15件

8月7日 公開プレゼンテーション審査 〈審査委員〉 5名

8月23日 19年度採択団体決定 <採択件数> 11件

【採択団体の概要】

<地域別の状況>

神戸市:8件(長田区・兵庫区各2件、東灘区・灘区・中央区・北区各1件)

宝塚市・明石市・淡路市各1件

<団 体 種 別>

まちづくり協議会関係:2件 商店街関係:2件

観光協会関係:2件 実行委員会·協議会等:5件

今年度の特徴

- 申請件数は昨年度より減(H18:27件)。
- ・ 申請書類自体は内容の充実したものが多かったが、発表者が申請内容を熟知していないケースが散見。
- ・ 昨年度不採択となった2団体については、事業内容の見直しにより高い評価。
- 企業等が中心となった協議会も高い評価。

審査方法

(1) 各申請内容について、以下の観点から5段階評価を実施。

審査の 観 点

- 目標、目的の妥当性
- ・事業の先駆性、創造性
- 事業効果
- ・事業の実現可能性
- 活動の継続性



5段階 評 価 AAA : 特に高く評価できる AA : 高く評価できる

A:評価できる

B:普通

C: あまり評価できない

(2) 各団体の評価を点数化(「A」:1点「B」:0点「C」:△1点)。

審査結果

<1,000万円補助>

提案事業の内容について高い評価を得たものとして、総評価点数「5点」以上の事業を採択。

提案事業名	申請団体	Aの 数	Bの 数	Cの 数	総評価 点 数
福のあるまち ~長田神社前プロジェクト	長田神社地域活性化協議会	11	0	0	11
くにうみ神話のまち"再発見"	くにうみ神話のまちづくり実行 委員会	10	0	0	10
松本地区まちづくりセミナー	松本地区まちづくり協議会	9	0	0	9
有馬温泉にぎわい創出 プロジェクト〜仁西復興計画〜	(社)有馬温泉観光協会	8	0	0	8
地域の「あって嬉しい」魅力再発見 〜みなみまち地域が大家族〜	西明石南町活性化委員会	5	1	0	5
六甲・摩耶地区 にぎわい創出プロジェクト	六甲摩耶観光推進協議会	5	1	,O	5

^{※「}地域の「あって嬉しい」魅力再発見~みなみまち地域が大家族~」については、補助申請額の 5,164千円を補助。

<500万円補助>

本事業が創設2年目にあたり、申請者の事業意欲並びに申請内容の熟度の高いものが多いことを考慮し、総評価点数「1点」~「4点」の事業についても追加採択。

提案事業名	申請団体	Aの 数	Bの 数	Cの 数	総評価 点数
六甲アイランド20年記念事業	六甲アイランド20年記念事業 実行委員会	4	2	0	4
《花があふれ子どもがにぎわう商劇場》	花のみち商店会	2	4	0	2
神戸新鮮市場・賑わい創造と魅力発信事業	湊川五連合会	3	1	2	1
三ノ宮南LIVE S3 SINCE 2007	三ノ宮南まちづくり協議会	1	4	0	1
野田北部 にぎわいのふるさとづくりプロジェクト	野田北ふるさとネット	2	2	1	1

■平成19年度 採択団体提案概要

<1,000万円補助>

提案事業名	申請団体		対象地区	提集の概要	事業 期間
福のあるまち 〜長田神社前プロジェクト	長田神社 地域活性化協議会		長田神社 周辺エリア		19. 10. 1 ~ 21. 9. 30
くにうみ神話のまち "再発見"	くにうみ神話の まちづくり 実行委員会		淡路市 郡家商店街	〈まちづくり分野〉 ・まちの資源活用として、旧一宮八景のウォークラリーを実施 ・イラストマップ「神々が宿る開運スポット巡り」を作成 〈商店街活性化分野〉 ・「わが家の自慢料理コンテスト」や「昔懐かしい幻の名物料理」を展開 〈芸術文化分野〉 ・日本三大神話(高千穂・出雲・淡路)が結集した「三大神楽祭」を開催 ・淡路サンセットライン(多質の浜)で、「くにうみ黄昏芸能祭」を開催	19. 10. 1 ~ 21. 9. 30
松本地区 まちづくりセミナー	松本地区 まちづくり協議会	神戸市兵庫区	松本地区	⟨まちづくり分野〉 ・ まちづくりインターン制度「神戸塾」に講師を派遣 ・ 松本せせらぎ通・川池公園をメイン会場にした菖蒲祭りと地元小中学校生徒によるブラスバンド演奏の開催 ・ 8 月に地蔵盆・12月にもちつき大会等の実施を通して、小さなコミュニティーが工夫し、自立した活動を目指す 〈芸術文化分野〉 ・ 絵画教室やダンス教室・展示会の各種のカルチャー活動に関する事業を地域セミナーにおいて実施し、まちづくり関連のみでなく、地域伝統を生かす取り組みについて地域の個性の演出の観点から	19. 10. 1 ~ 21. 9. 30
有馬温泉にぎわい創出 プロジェクト 〜仁西復興計画〜	社団法人 有馬温泉観光協会	神戸市北区	钟戸市 有馬地区	⟨まちづくり分野・芸術文化分野〉 ・地域の観光基盤の調査研究 ・観光資源の周知 ・からくり人形作家の協力を得て「からくり時計」等を設置 ・夜の町の活性化のために「灯り」をテーマにした作品展示やコンテストを開催 ・自然体験型ウォーキングイベント等の実施 ・観光マップの内容強化 ・観光マップの内容強化	19. 10. 1 21. 3. 31
地域の「あって嬉しい」 魅力再発見 〜みなみまち 地域が大家族〜	西明石南町活性化 委員会	明石市	西明石南町 地区	〈まちづくり分野〉 ・地元の人が勧める地域活動やお店などのスポットを記載した「大家族マップ」を作成 ・希望の灯りを分灯した灯ろうを用いて、震災体験を伝えるプログラム「わらしの灯り2008」を実施 〈商店街活性化分野〉 ・高齢者や子どもによる「商店街のぞきみ隣」を結成し、日頃立ち入ることがない場所の社会見学を実施 〈芸術文化分野〉 ・活性化委員会のサポーターであることが一目で分かるTシャツを製作するため「みなみまちデザインコンテスト」を開催	19. 9. 1 ~ 21. 3. 31
六甲・摩耶地区 にぎわい創出 プロジェクト	六甲摩耶親光 推進協議会		六甲山頂 周辺エリ <i>ア</i>		19. 10. 1 ~ 20. 9. 30

<500 万円補助>

提案事業名	申請団体		対象地区	提案の概要	事業期間
六甲アイランド 20年記念事業	六甲アイランド 20年記念事業 実行委員会	神戸市東灘区	六甲 アイランド 全域	〈まちづくり分野〉 ・空き地を利用したドッグランの開催 ・「20年記念島内再発見まち歩き」の開催 ・ディレル・グリーンネーがド (緑地帯植物の名札)の作成とがリーンウォーク開催 ・ホームページによる情報発信力強化 〈商店街活性化分野〉 ・「(仮)ウェルカム・サンデー・キャンペーン」の開催 ・冬期イルミネーションの設置 〈芸術文化分野〉 ・「六甲7イランド CITY彫刻マップ」を活用した参加型ウォークラリーの開催 ・「20年記念まちの歴史展」キャラパンの開催	19. 10. 1
《花があふれ 子どもがにぎわう 商劇場》	花のみち商店会	宝塚市	宝塚市栄町 1丁目6番1号、 2号地区		19. 10. 1 ~ 21. 9. 30
神戸新鮮市場・ 賑わい創造と 魅力発信事業	湊川五連合会		兵庫区 東山 東山 東山 東山 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東		19. 10. 1 ~ 21. 9. 30
三ノ宮南LIVE S3 SINCE 2007	三ノ宮南 まちづくり協議会		神中小御機八機浜 一中中外野幸上幡辺辺 一個人 一個人 一個人 一個人 一個人 一個人 一個人 一個人 一個人 一個人	<まちづくり分野> ・若手アーティストから公募し、選定した街角案内イラストMAP (着板)の製作・設置 <芸術文化分野> ・月1~2回の定例音楽イベント「City Live イベント」の実施	19. 11. 10 ~ 21. 10. 31
野田北部 にぎわいの ふるさとづくり プロジェクト	野田北 ふるさとネット		神戸市 長田区 野田北部 地区		19. 10. 1

(2) 平成 18 年度の取組状況

申請件数27件に対し、13件を採択し、現在事業を展開中。

< 1,000万円補助: 6件>

- ・新長田駅北地区東部まちづくり協議会連合会(神戸市長田区)
- ·大正筋商店街振興組合(神戸市長田区)
- · 西宮中央商店街振興組合(西宮市)

- ・大日通周辺地区まちづくりを考える会(神戸市中央区)
- ・水道筋商店街協同組合(神戸市灘区)
- · 六間道商店街振興組合(神戸市長田区)

< 500万円補助: 7件>

- ・ 真野地区まちづくり推進会(神戸市長田区)
- ・西宮商工会議所(西宮市)
- ・プレ「よさこい甲子園」実行委員会(西宮市)
- ・新開地周辺地区まちづくり協議会(神戸市兵庫区)
- ・かわにしTMO (川西市)
- · 西北活性化連絡協議会(西宮市)
- ・伊丹ターミナルデパート商業協同組合(伊丹市)

平成 18 年度の主な取組例

■にしきた"光のアバンセ"プロジェクト 西北活性化連絡協議会(西宮市)



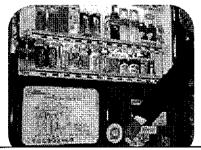
震災からの復興・未来への希望を光に託す「光をモチーフとしたイベント」を中心に、公園や街路等でライトアップを行い、野外コンサートを実施。

■「水道筋×アメフト」 コラボレーション・プロジェクト 水道筋商店街協同組合(神戸市灘区)



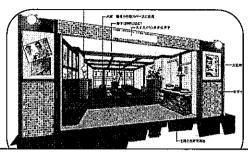
王子スタジアムで開催されるアメリカンフットボールとのコラボレーションにより,元気や活力といった魅力のある地域づくりを推進。

■大日周辺地区にぎわいと元気創出プロジェクト 大日通周辺地区まちづくりを考える会(神戸市中央区)

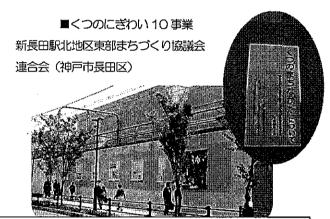


地域全体で子どもたちを見守り、安全で安心なまち づくりを通して、にきわいを創出するため、企業と 協力して、自動販売機へ防犯ブザーを設置。

■大正筋ふるさと創出事業 大正筋商店街振興組合(神戸市長田区)



空店舗を活用し、大正時代の民家をイメージした 「大正ハイカラ進歩住夢亭」を設置。 商店主による 着付け教室やお茶の入れ方を伝授するなど、地域住 民の世代間交流の場として活用。



JR 新長田駅北出口を「くつのまちなかた」の玄関として、案内板の設置やライトアップを行うとともに、整備されたせせらき通りを活かしたイベントの開催等、住民が気軽に楽しくまちづくりに参加できる各種事業を展開。

■かわにし能勢口にきわいプロジェクト かわにしTMO (川西市)



「ときめき・かかやき・うるおい」のあるまちを目指し、上方落語を中心とした笑いの館「かわにし繁昌亭」を開催し、まちに活気を取り戻す取組みを実施。

2 まちのにぎわいづくり専門委員会の開催状況

本委員会では、まちのにぎわいづくり一括助成事業の実施状況について、現地調査 (視察・ヒアリング等) を行い、「現場」の視点から見た課題の抽出を行った。

■ 第1回まちのにぎわいづくり専門委員会

(1) 調査の概要

調査日時等

<日 時>平成19年7月31日(火)14:00~16:30 <出席者>まちのにぎわいづくり専門委員 9名 県関係者 8名

(復興局長・復興推進課長・復興支援課長 ほか)



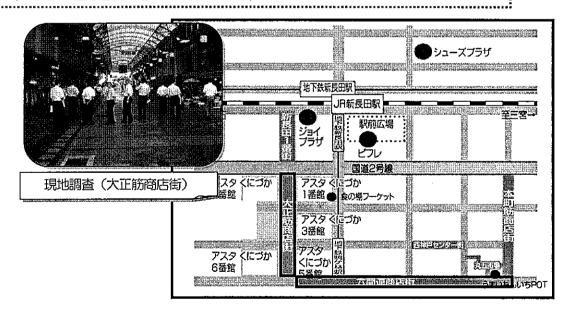
第1回まちのにぎわいづくり 専門委員会

調査対象地区

大正筋商店街・六間道商店街(JR新長田駅南地区)

···· <対象地区の概要>

JR新長田駅南側に位置し、昭和20~30年代は神戸の副都心としてにぎわったが、地下鉄の延伸等により、多くの住民が郊外に移転し、高齢化率が高まり、空洞化が進んだ。このような状況下で、阪神・淡路大震災が発生し、建物のほとんどが倒壊し、地震で発生した火災により、商店街の大半が全焼した。震災後、復興市街地再開発事業により建物や道路等のハード整備は概ね終了したが、人通りの減少と空き店舗の増加が目立っている。



<大正筋商店街> 大正筋ふるさと創出事業

「人づくり まちづくり」をテーマとし、商店主や地域住民・関係団体等により構成する「わがまちふるさとサポーター会議」を核としながら、以下のような取組みを実施。

・「大正ハイカラ進歩住夢亭(しんぽじゅうむてい)」の設置 空き店舗を活用し、大正時代をモチーフとした情報発信基 地を設置。

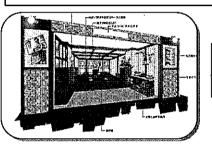
商店主による着付け教室やそばの打ち方教室などを実施し、 地域住民とのふれあい・交流の場所として活用。

・「震災ミュージアム」の設置

空き店舗を活用し、震災の記憶・体験・教訓を伝える拠点を設置。



震災ミュージアム



← 大正ハイカラ
進歩住募率



- <六間道商店街> 森のある顔間になろう!門前摘題になろう! 六間鏡路 [2つの夢] カジェクト

「森」「お寺」など新たな「まちの魅力・商店街の魅力」を創出することによって、再開発エリアの新住民を含めた地域住民全員に、このまちの良さを広く知っていただき、「なごみ」の場としてまちのにぎわいを取り戻すため、以下のような取組みを実施。



- ・門前町にふさわしい「地蔵堂」を開設し、イベント開催時における来訪者の利用を促進。
- ・空き店舗を活用し、店舗相互の協働・交流の場として「なごみサロン」を開設。来訪者に対しても「和」の場を提供。
- ・神戸出身の漫画家・横山光輝氏の「三国志」をモチーフにした「三国志英雄ねぶた」を実施。

←三国志英雄ねぶた

六間道なごみサロン→



(2) 委員会における主な意見

まちのにぎわいづくりにおける課題等について、幅広く意見交換を行った。

商業の活性化

- ○商店街はイベントに頼るのではなく、良いものを売ることが大切。スター店舗をつくり、行列のできるまちづくりを行うべき。
- ○「にぎわい」だけ終わってはダメで、にぎわい創出効果が商店の経常的な売上向 上につながらねばならない。

人材の育成

- ○着実なまちづくりを推進するためには、地域のノウハウに精通した人材育成に努める必要がある。
- ○地域にゆかりのある著名人を発掘し、常に情報発信してもらう等の仕掛けが必要。 また、地域のことに答えられる説明役を常駐させておくことが必要。

コミュニティの再生

- ○外からきた住民が多数を占めている状況で商店街と住民がどのように交流するかが大切。 P T A 等、新旧住民の垣根が低い組織を通じて連携することが必要。
- ○空き店舗に高齢者の交流の場のようなものを開設する等まちのにぎわいづくりと 高齢者自立支援事業をうまく絡めていくことも必要。

■ 第2回まちのにぎわいづくり専門委員会

(1) 調査の概要

調査日時等

<日 時>平成19年9月19日(水)13:30~16:00 <出席者>まちのにぎわいづくり専門委員 7名 県関係者 8名 (復興局長・復興推進課長・復興支援課長・商業振興課長ほか)



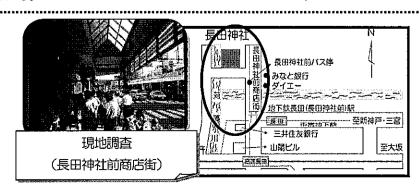
第2回まちのにぎわいづくり 専門委員会

調査対象地区

長田神社地域活性化協議会

… <対象地区の概要>

かつては長田神社の門前町としてにぎわい、その周辺には高校や大学の集まる文京地区である。しかし近年は長田神社の参拝者も減り、商店街は震災前店舗数 103 店が 60 店に、市場は 88 店から 26 店に減少しており、空き店舗や空地が目立っている。



調査対象団体の取り組み概要

|<長田神社地域活性化協議会> 福のあるまち~長田神社前 プロジェクト|

地域のシンボルである長田神社をはじめとする歴史資産、地域の一店逸品、地域で活動する団体や人物、この地域ならではのイベント等を「福のあるまち〜長田神社前」というコンセプトに基づき地域内外に発信することにより、まちのにぎわいを再生するため、以下の取り組みを実施予定。



↑シンボル キャラクター 「グージー」



- ・地域活性のためにつくられた、まちのシンボルキャラクター「グージー」のモニュメントを作成し、みこしとして活用。
- ・地域情報誌「万福グージー通信」の発行。
- ・まちのがイドブック「福のあるまち〜長田神社前」の発行。
- ・まち検定「長田の杜 万福検定」の実施

←長田神社境内→



(2) 委員会における主な意見

まちのにぎわいづくり一括助成事業における事業評価の手法等を中心に意見交換を行った。

- ○事業評価は補助事業者の負担にならない範囲で行うべき。
- ○商業系まちづくりだけでなくコミュニティ系まちづくりの評価手法も検討すべきである。
- ○まちづくりにどれだけ多くの人間が関わったかという視点も一つの評価手法になる。
- ○アンケート等を実施することにより事業評価を行ってはどうか。
- ○経済効果につなげるのは難しいが、一括助成を契機として、周辺の地域住民を巻き込んだ取り組みを行うことは可能である。

3 今後の専門委員会での議論の方向

これまで2回実施した、まちのにぎわいづくり専門委員会の議論を踏まえ、今後は以下の項目を中心に議論を行う。

○ 一括助成事業の事業評価を踏まえての今後の事業のあり方について

アンケートの実施等、事業評価の意義・手法等について引き続き検討を行うととも に、各事業の評価を踏まえ、被災地におけるまちづくり施策の集大成として実施し た包括的支援方策の総合的評価と今後の事業のあり方について、幅広く検討を行う。

○ 事業の継続に向けた今後のフォローアップについて

一過性のプロジェクトではなく、事業終了後も地域住民が主体となった継続した取り組みがなされるためには、何が必要となり、それに対しどのようなフォローアップができるかについて、事業実施団体の意見を踏まえ、幅広く検討を行う。

阪神・淡路大震災の教訓の再整理について

第1回フォローアップ委員会の議論を受けた、ワーキングチームにおける阪神・淡路大 震災の教訓の再整理についての検討状況を報告する。

> ワーキングチーム:室崎座長、磯辺委員、地主委員 野崎委員、牧 委員、善積委員

1 目的

(1) 10年総括検証の意義

阪神・淡路大震災からの10年間の取り組みについて、「何ができて、何ができなかったのか、何故できなかったのか」を確かめ、その結果や教訓を国内外に発信するため、6分野54テーマについて、初動対応期から本格復興期までのフェーズを追って、また、行政のみならず、県民、企業、団体、NPO/NGOの取り組みについて、多角的、総括的な検証を実施し、その報告は、全4千5百ページに及んだ。

この検証は、「特定の災害で、総合的、体系的な検証がなされるのは世界にも例がない」とされ、今後の減災、復興対策の充実に大いに寄与するものと期待されている。

(2) 再整理の目的

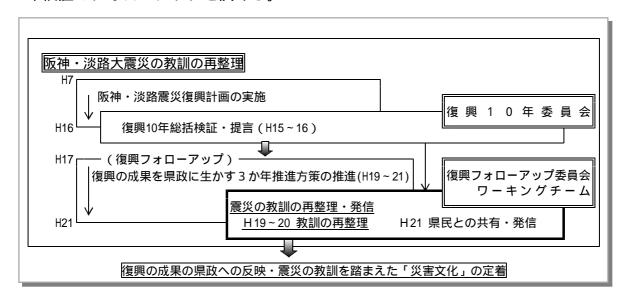
10年検証から2年が経過した今、提言された震災の教訓が、地域にどう生かされ、 その後の地震や風水害の被災地でどのように生かされたのか。また、震災時や復興過程での経験と教訓の風化が指摘されるなか、社会の仕組みや県民生活として定着すべきものは何かなど、10年検証をフォローする必要が生じている。

そこで、以上の事柄を確認しつつ、多岐にわたる教訓の内容を県民はじめ国民に分かりやく、利用しやすいように、

方向性を持った大きな柱立てのメッセージ群と、

柱立てごとの具体的な教訓項目

とに再整理し、発信することで、兵庫の経験と教訓への理解を深め、広げていく10 年検証のフォローアップを試みる。



2 再整理の視点

- (1) 県民・被災者の視点を重視する。
- (2) 内容を絞り込み、利用しやすいよう分かりやすくする。
- (3) 全体として、方向性を持ったメッセージにまとめる。
- (4) 阪神・淡路大震災の経験で得た教訓の再整理を基本とするが、 以後の自然災害で阪神・淡路の教訓がどう生かされたのかも検証し、 10年検証後の各種研究成果や新たな取り組みとともに再整理に反映する。

3 これまでのワーキングチームにおける審議状況

6/17 第 ′	1回フォローアップ委員会	教訓再整理の考え方、震災の教訓の内容
6/29 ~ 7/6	第 1 回ワーキングチーム	震災が我々に与えたメッセージ、教訓の洗い出し
		(10年総括検証等)
7/13	第 2 回ワーキングチーム	再整理フレームの検討(県民・被災者の視点、分かりや
		すくコンパクトに、メッセージ性、その後の災害でのフォロー)
8/3	第 3 回ワーキングチーム	その後の災害での教訓反映状況
		各委員の教訓の柱立て案の比較検討
		再整理フレームの検討
		(主体別・要素別、テーマ軸・時間軸)
8/24	第 4 回ワーキング・チーム	委員が持ち寄った重要な教訓内容の検討
		教訓の柱立て(素案)の検討
9/14	第 5 回ワーキングチーム	委員が持ち寄った 教訓の柱立て、 柱立て
		ごとの教訓項目の協議
		教訓の柱と教訓項目(案)の意見集約
10/2~9	第 6 回ワーキングチーム	委員会への報告のとりまとめ

4 検討状況

6分野、54テーマに分けて詳細に検討された復興10年総括検証・提言報告の内容に基づき、その後の自然災害での経験を反映した現時点での教訓について、県民をはじめ国民や行政に理解を深めるため、

より多くの人々の命を守り、救うための"いのち"の教訓 つないだ命を大切にし、生活を再建し、社会が支えていくための"くらし"の教訓 単に旧に復するだけでなく、ひとと地域が活力を取り戻し、災害に強いひと・ まち・文化を築いていく"創る"の教訓

これらの被災者・被災地の取り組みについて、対症療法ではなく、事前に用意を

された制度・体制をもって円滑ならしめる"支える"の教訓

の4つを切り口として、10本の柱立てとそれぞれを具体に実現する合計57本の教訓項目に整理した。

(1) 教訓の柱立て

| 1|| いのち = 自助、共助、公助で、被害を最小限に抑え、被災者の命を守る。

近隣住民も含めた的確な救出救助活動や被害把握・情報伝達によって、被災者の命を守り、被害を最小限に抑える。

- (1) 命を守ること、命を救うことの大切さ〔磯辺委員〕
- 2 暮らす=被災者・被災地の生活条件を整え、その自立を支援する。

被災者が、すまい、心身の健康や生活資金などのくらし、仕事の面で、自分の身の 回りの生活条件を整え、自立していくことを支援する。

- (2) 生活拠点となる住まいの確保〔地主委員〕
- (3) 心身の健康、生活資金、生きがいなどのくらしの回復〔磯辺委員〕
- (4) 地域経済の活性化としごとの確保〔地主委員〕
- 3 創る=ひとと地域の活力を取り戻し、災害に強いひと・まち・文化を築く。

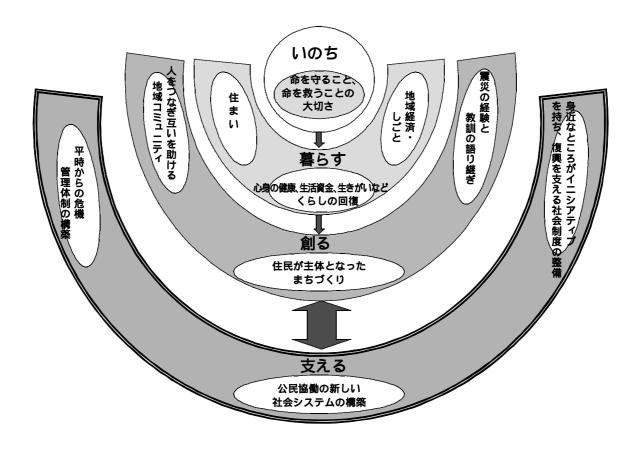
地域コミュニティ機能の充実やまちづくりを進め、震災の経験と教訓の語り継ぎによ

- り、災害に強く活力あるひと・まち・文化を築く。
- (5) 人をつなぎ互いを助ける地域コミュニティ〔野崎委員〕
- (6) 住民が主体となったまちづくり〔善積委員〕
- (7) 震災の経験と教訓の語り継ぎ〔善積委員〕

4 支える = 今後の高齢社会、成熟社会、減災社会を支える仕組みをつくる。

震災の経験と教訓を踏まえて、今後の自然災害に対する備えや、復興に向けた行政と住民の体制づくり、公民協働を基本とする社会の仕組みづくりを進める。

- (8) 平時からの危機管理体制の構築〔牧委員〕
- (9) 身近なところがイニシアティブを持ち、復興を支える社会制度の整備〔牧委員〕
- (10) 公民協働の新しい社会システムの構築〔野崎委員〕



(2) 教訓の柱立てごとのメッセージ

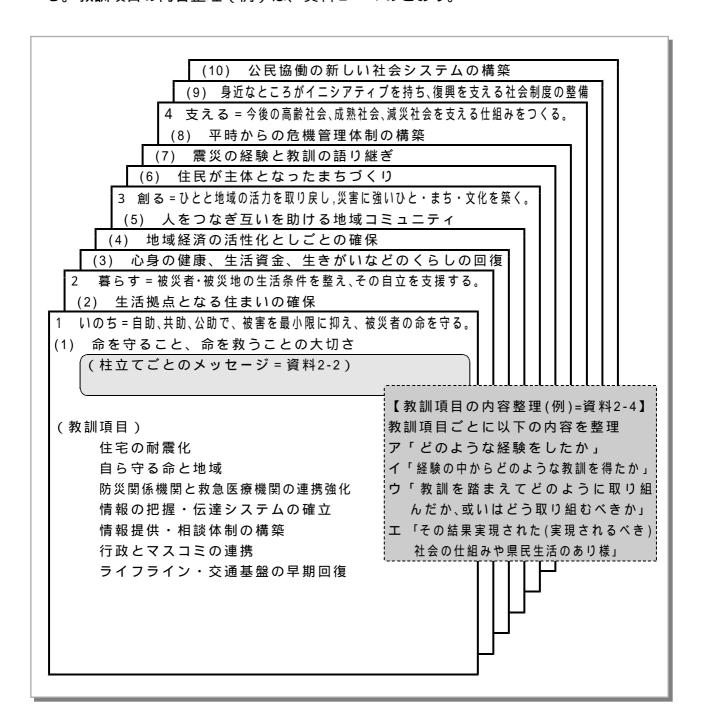
教訓の10本の柱立てごとに、メッセージ性を持たせた文章を資料2-2のとおりとりまとめた。

(3) 教訓項目

柱立てごとに合計57の教訓項目を整理し、資料2-3のとおりとりまとめた。

5 整理の方向

柱立てごとに整理した教訓項目について、メッセージの趣旨を踏まえ、内容を整理する。教訓項目の内容整理(例)は、資料2-4のとおり。



6 今後のスケジュール

H19 10/1	2	フォローアップ委員会 (ワーキングチームにおける検討状況報告)
1113 10/1	_	
11,5	目	震災の教訓に関する被災者との意見交換
~ 2 月	╡	教訓項目の内容整理
3 F	╡	フォローアップ委員会(中間とりまとめ)
6 ~ 7 F	╡	県民との共有(県民・企業・NPO等とのフォーラムの開催)
9 F	╡	フォローアップ委員会(とりまとめ)

教訓の柱立てごとのメッセージ

(1)	命を守ること、命を救うことの大切さ(磯辺委員)・・・・・・・・ 1
(2)	生活拠点となる住まいの確保(地主委員)・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(3)	心身の健康、生活資金、生きがいなどのくらしの回復(磯辺委員)・・・ 5
(4)	地域経済の活性化としごとの確保(地主委員) ・・・・・・・・・・ 6
(5)	人をつなぎ互いを助ける地域コミュニティ(野崎委員)・・・・・・ 8
(6)	住民が主体となったまちづくり(善積委員)・・・・・・・・・・・10
(7)	震災の経験と教訓の語り継ぎ(善積委員)・・・・・・・・・・12
(8)	平時からの危機管理体制の構築(牧委員)・・・・・・・・・・14
(9)	身近なところがイニシアティブを持ち、復興を支える
	社会制度の整備(牧委員)・・・・・・・・・・・・・・・15
10)	公民協働の新しい社会システムの構築(野崎委員)・・・・・・・・17

(1) 命を守ること、命を救うことの大切さ(磯辺委員)

「阪神・淡路大震災の最大の教訓は、何よりもまず「命を守る」「命を救う」ことの大切さだった。」

阪神・淡路大震災では、6000人を超す尊い命を失った。この悲しい犠牲を目の当たりにして、私たちは「命の大切さ・命の尊さ」を再確認した。この命の大切さを確認するということが、あらゆる震災の教訓の原点である。

この「悲しい犠牲、防ぎうる犠牲」を生まないように、私たちは努力しなければならない。こうした犠牲はいかにして防ぎうるかという視点から教訓を捉えなおすと、倒壊死を生まないための建物の耐震化に加えて、救助のニーズとシーズの迅速なマッチングを行うための情報システムの整備を図ること、さらには救命のための救助と災害時の救急医療体制の確立を図ることが、命を守るための課題として浮かび上がる。

耐震化では、とりわけ住宅や公共施設の耐震化の必要性を強調しておきたい。阪神・ 淡路大震災では、多くの被災者が住宅の倒壊による窒息死・圧死で命を奪われたが、震 災から12年以上を経た今も、全国の耐震化は十分に進んでいない。行政による耐震診 断・耐震改修への補助の取り組みが進んでいるが、なお一層その取り組みを強力に推進 していく必要がある。この耐震化を図る一助として、県立三木総合防災公園に隣接して 実大三次元耐震損壊実験施設が設置され、耐震化技術開発に大きな貢献を果たしている。

救助体制や医療体制では、近隣コミュニティに加えて、地域事業所、災害救助 NPO・ボランティアなどによる市民レベルの助け合いシステムの重要性が確認できる。それに加えて、関連機関の連携による災害時の救急医療体制の確立を図ることが求められる。これついては、阪神・淡路大震災を機に、兵庫県災害医療センターの開設、DMAT、各医療機関の連携、ドクターヘリによる負傷者搬送など、災害時救急医療体制の整備が進み、トリアージなどの対応も進化している。

被災ニーズの把握では、救助や援護を必要とする被災者の所在確認が不可欠であり、 高齢者や障害者、外国人などの安否確認を含めた、災害時の情報の把握、行政機関相互、 県民への情報伝達システムの確立や、行政とマスコミの連携による適切な情報伝達が求 められる。ここでは、草の根情報的なコミュニティレベルの情報収集や情報伝達の強化 が欠かせない。これに関して、コミュニティの結びつきを基礎にした要援護者カルテの 作成などの取り組みも大きく進みつつある。

命を守るということでは、災害関連死を生まない(災害で助かった命を守る)ために、 要援護者の救命を意識した応急対応や病院への優先給水などが重要である。また、それ らを可能にする意味でも、ライフラインや交通基盤の早期回復が求められる。それに加 えて、避難所等への医師や看護師の派遣を含めた、被災者ケア体制の充実と強化も忘れ てならない。

(2) 生活拠点となる住まいの確保(地主委員)

「安全な住まいは、命を守り、地域の安全に貢献し、生活再建を容易にする。危険な 住まいは、命を奪い、地域の活力を奪い、生活再建を困難にする。」

住宅に被害が無かった人は、ライフラインの復旧と共に元の住まいで、生活再建を開始することが可能であった。ライフラインの無い不自由な生活は最長でも3ヶ月程度に過ぎない。安全な住宅なら同じ地域に住み続けることが可能になり、子どもの転校、仮設住宅での新コミュニティの形成、二重ローンといった多くの問題を回避することが可能になる。

ところが、災害により住宅を失った人々は避難所での生活、さらに住宅再建までの間、応急仮設住宅や自分で確保した仮住まいなどでの生活を余儀なくされる。阪神・淡路大震災では、7ヶ月余の避難所での生活(*)、さらに5年の応急仮設住宅の生活が行われて、被災者に多大な苦労を強いた。自らで新たな住宅を確保できない人は、公営住宅に移住することになるが、そこで新たな生活環境に適応していかなくてはならない。避難所 応急仮設住宅 公営住宅と、公的な支援で住宅を確保し続けると、社会的負担も増加することとなる。

震災後には、大量の仮設住宅と復興住宅が建設された。これらは、住宅を失った被災者が住宅再建を図る上で大きな役割を果たした。しかし、早期提供を重視した仮設住宅や復興住宅の大量供給は、結果として、従来のコミュニティとのつながりを失い、閉じこもりなどの弊害を生み出すこととなり、仮設住宅から復興住宅という単線型の再建プログラムも含め、住宅再建における公的支援のあり方が問われることとなった。このあり方の検討の中から、公助の仕組みとしての住宅再建支援制度、共助の仕組みとしての住宅再建共済制度の確立を図る動きが起こり、住宅再建の公的支援は不十分ながらも被災者生活再建支援法として結実し、住宅再建共済制度が兵庫県で創設され、新しい歴史の第一歩が記された。

住宅宅再建の過程では、21世紀の日本が抱える問題を先取りした形で高齢者の住宅問題、マンションの建て替えといった課題が明らかになり、被災地ではコレクティブハウジング、高齢者の見守り付住宅(シルバーハウジング等)といった新たな試みや、マンション建て替えの制度整備のきっかけとなった。

また、被災した住宅の被害認定や解体処理などの震災特有の課題については、家屋被害認定士の創設や家屋の公費解体といった対応が図られた。

(*) 平成7年8月20日の災害救助法に基づく避難所廃止後、避難者の代替施設となる待機所が平成9年3月31日まで運営された。

(3) 心身の健康、生活資金、生きがいなどのくらしの回復(磯辺委員)

「被災者に寄り添い、被災者の自立と被災地の元気を引き出す支援がなければ、くらしの回復は進まず、被災者の元気は取り戻せない。」

阪神・淡路大震災では、広域的・長期的・多面的な被災者支援活動が展開され、広域 応援、専門支援、ボランティア活動に関わる災害支援の文化が確立した。そうしたなか で、救援物資の提供や人的資源の提供といった「入れる支援」あるいは「与える支援」 だけではなく、被災者のエンパワーメントを図る「寄り添う支援」や「ひき出す支援」、 さらには「共生する支援」の大切さが確認された。被災者の人格や尊厳を大切にしなが ら、被災者の元気や自立を引き出すように、被災者の状態に即して細やかに支援すると いう原則が確認され、定着したことは高く評価される。

この新しい支援の定着を、具体的には仮設住宅のふれあいセンター、こころのケアセンター、まちの保健室、災害復興公営住宅での生活援助員(LSA)といったシステムの中にみることができる。そのシステムにおいては、第1に、健康や仕事といった個別的な支援だけではなく、「生きがいしごと」という言葉に代表されるように、くらし全体を総合的に支援すること、第2に、被災者一人ひとりに寄り添って、高齢者、外国人、子ども達など、それぞれの置かれた状況に即して細やかに支援すること、第3に、何よりも地域の人々と連携して、また地域の資源やつながりを活用して、地域の安心ネットワークの形成と地域の防災力の形成が図れるように支援すること、などの規範や原則が確認された。なお、この支援文化の確立の過程のなかで、支援には「地域密着型の支援」「専門技能型の支援」「調整ネットワーク型の支援」といった異なる機能と性格をもった支援組織が互いに連携して取り組むことの大切さと、それを具現する地域支援センターやボランティアセンターの重要性が確認されている。

このような支援のシステムは、被災地、被災者の歩んできた歴史を踏まえたものでなければならないし、住まいや生業(なりわい)、こころや健康、教育などのくらし全般を視野に入れた支援でなければならない。災害救助法や被災者生活再建支援法、復興基金、税の減免、自治体の独自支援や民間企業による支援など、あらゆる支援策を、行政の所管別のような縦割りではなく、「被災者のくらし全体」を視点に据えつつ、総合的に展開していくシステムが求められている。

(4)地域経済の活性化としごとの確保(地主委員)

「くらしの再建や地域活力の回復を図るためには地域経済の活性化が欠かせず、その ための事前の備えや経済復興戦略、支援プログラムが求められる。」

住宅の再建だけで震災からの回復は成しえない。住宅の確保に加えて、被災者の仕事の確保や被災地の経済の活性化がなければ、被災地の再生や復興はあり得ない、ということである。

被災後においては、地元に密着している被災地域内のビジネスは、大きく売上が減少する。震災直後の時期には、営業が中断されることも多いし、復旧期にも顧客の減少に苦しむことになる。中長期的にも地元民の富の減少がもたらす支出減少によって停滞し易い。地震保険や共済への事前加入により、被災者の富の低下を軽減できれば、この売上の減少幅も縮小できる。こうした被災地企業の経営者や被雇用者に対しては、復旧・復興事業の仕事が回るような工夫が必要である。「生きがいしごと」という言葉が強調されたように、公的な貸付や給付も生活水準の維持に有益だが、働いて報酬を得ることの方が人々の誇りと自信につながり、復旧・復興につながるのである。

そのために、まず第1に、被災地の経済活動が持続できる仕組みをつくることが欠かせない。各企業は、災害に備えて事業継続計画を事前に策定しておくことが望ましい。また、事業活動の一時的な中断が地域経済に深刻なダメージを与えた一方で、仮設工場や仮設店舗の建設による事業活動の継続が再生の一助となった教訓から、事業継続のための支援プログラムの必要性が認識された。

第2に、生活再建や地域復興の事業ニーズを地域の経済活性化につなげることが欠かせない。これには、地元企業を対象とする入札や地元住民雇用の義務付けなどが有益であろう。避難所の給食や仮設住宅地の清掃、復興住宅の建設等を、被災地の事業として展開できるようにしなければならない。

第3に、新しい産業や新しい雇用を創出することが欠かせない。災害後の地元経済のへ縮小圧力をカバーするには、新しい企業や産業の誘致が必要で、それには震災特区とかエンタープライズ・ゾーンのような制度が事前に準備されていることが望まれる。新しい雇用の創出では、コミュニティビジネスの推進が図られたが、新しい地域経済の仕組みを指し示したものとして評価できる。

第4に、雇用の創出や地域経済の再生をコミュニティ再生やまちづくりに結びつけることが欠かせない。この面では、商店街と地域住民が一体となった「まちのにぎわいづくり」のさらなる進展が期待される。

(5) 人をつなぎ互いを助ける地域コミュニティ(野崎委員)

「地域復興の取り組みの中から、自律的で互恵的なコミュニティの再生が図られ、そ のなかから事業所やボランティアをも取り込んだ新しいコミュニティが生まれた。」

震災前の地域コミュニティは、一部のまちづくりへの取り組みを行っていた地域を除いて、大半の地域住民の無関心の中で少数の地域事業者や高齢者、主婦達によって、かろうじて維持されている状況であった。旧来の市街地では、新たな担い手が現れないまま、任期が長くなり担い手の高齢化が進んだ。また、担い手の輪番交代制を導入しているニュータウン地域も、運営のスキルが蓄積できず停滞を免れなかった。ボランタリーな活動も高齢者・障害者福祉と子育ての分野に集中しており、有効な支援もなく少数者の善意に頼っている状況であった。震災は、このような状況の地域コミュニティのあり方を問い直すものであった。

新しいコミュニティの変化は二つの形で表れている。そのひとつは、高齢社会に即した地域の見守り体制の構築である。震災後の仮設住宅や公営住宅におけるボランティアによるふれあいセンターの活動や、生活援助員(LSA)、高齢世帯生活援助員(SCS)による見守り活動の展開は、これからの少子高齢社会において、地域に密着した見守り体制の整備とそのためのコミュニティづくりの必要性を明らかにした。ここでは、前期高齢者や地域のボランティアが積極的に見守りに関われる仕組み、地域福祉計画と連携した地域ケアシステムの構築、高齢者の自立支援のための地域拠点の整備など、震災後の取り組みのなかで生まれた先進的な成果をより発展させていくことが求められる。

もう一つのコミュニティの変化は、コミュニティ活動の担い手の多様化である。居住者だけではなく、地域で活動する事業者、商店街、学校や、そこに関わるNPOや従業員が、積極的に地域コミュニティ活動に参画する状況が生まれた。このコミュニティの人のつながりの拡がりは、新たな地域のセーフティネットの構築につながっている。

また、震災を機に学識者や弁護士、建築家、コンサルタントなどが地域に関わるようになり、平常時における人のつながりの大切さを認識して、地域コミュニティに向ける地域住民の目が大きく変わった。

こうした動きを受けて、地域に関わる活動は量的にも質的にも変化を余儀なくされている。これまでの地域代表的な単一組織は徐々にではあるが影を薄め、多様性を背景に合意形成を推進する地域内の開かれたネットワークが地域運営の中心になりつつある。

一方、地域活動の活発化が注目される中で、家庭機能の減退が問題になっており、 改めて家族の絆の重要性が認識されている。

(6) 住民が主体となったまちづくり(善積委員)

「復興から学んだ合意形成や助け合いの機会は、住民主体のまちづくりに根拠と自信 をもたらし、地域の福祉活動、にぎわいづくり、景観づくりに力を与えた。」

復興の初期段階では、区画整理や再開発事業などの都市計画事業(面的整備事業)が多く動き出した。そのこととあわせて、個人の利害が衝突しやすい土地利用、都市計画事業の中で、まちが大きく変容していくことに問題を感じる地域住民などが、市や専門家とともに、まちづくり協議会を立ち上げるなどの行動に出て、まちの将来あるべき姿を話し合い、地区計画や協定など地域独自のルール化を果たす事例も出てきた。また、マンション再建、住宅の共同化など平常時では困難とされるケースへの対処事例や合意形成などの新たな解決手法が生まれたことで、住民主体の取り組みに根拠と自信を与えるとともに、それに関わった多くの専門家にもノウハウの学びと自信を与えることができた。

こうした、都市計画事業への対応や住宅共同化の取り組みのなかから、組織面と計画面の両面において、市民主体のまちづくりの大きな力が生まれてきている。組織面では、まちづくり協議会に代表されるように、住民自治あるいは住民協働のまちづくりシステムが確立しつつある。それに加えて、コンサルタントなどの専門家支援の仕組みも定着した。さらにはボランティアなど多様な主体がまちづくりに積極的に関わる状況も生まれている。

計画面では、環境や福祉、歴史的建造物の保存など様々な課題をも総合的に捉える 視点をもったまちづくりビジョンが提案されるようになり、せせらぎ水路づくりなど それに基づく事業も実績を上げつつある。このビジョンの共有においては、住民同士 の勉強会、ワークショップなどの手法が活用され拡がっていった。一方で、復興後の 住民増の予測などが難しく、民間事業者主導で共同住宅などが供給され、結果的に、 コミュニティの弱体化、生活基盤の不足が生じているところもある。今回の経験から 得た教訓を、今後の計画的なまちづくりに活かしていく必要がある。

また、この計画づくりにおいては、地域に密着してみんなで考えるということから、 課題の総合化が積極的に図られるようになっている。その地域の課題解決という視点 から、自然との環境共生、街並み景観の形成、まちのにぎわいづくり、高齢者の生活 支援、災害に強い基盤整備などの取り組みが、従来の縦割り行政の限界を超えて総合的あるいは包括的に進んでいるものも出てきている。「提案型事業支援」「包括的事業支援」など、自発的なまちづくりを制度面から支援する仕組みも生まれつつある。

(7) 震災の経験と教訓の語り継ぎ(善積委員)

「震災の体験から得た教訓を世代や地域、国境を越えて継承し、地域の防災活動への参加や自分の身を守る日常的な備えを地域の文化として拡げていく。」

被災体験を世代や地域、国境を越えて発信し継承していくことは、災害に備える意識や知識の普及を図り、地球上から少しでも災害による被害をなくしていく上で欠かせない。

この語り継ぎにおいて、子ども達が体験を伝えること、子ども達に体験を伝えることは欠かせないことである。子ども達は、豊かな感受性を有しており、災害の痛みや防災の大切さを素直に受け止めてくれるはずである。子ども達は未来の担い手であり、子どもを通じて大人が防災に目覚めることも期待され、子どもを中心に据えた語り継ぎの活動を強化することが重要である。神戸の生徒達が、被災地を訪れた修学旅行生と交流する取り組みや、ネパールなどの外国を訪問して震災の経験を伝える取り組みなども生まれている。

子ども達への語り継ぎでは、とりわけ学校での防災教育が重要である。震災経験を持つ地域として、小学校、中学校で、誰もが災害について考える時間を持つことが必要である。県立舞子高校には、『環境防災科』が設置されており、今後も高校や大学に災害対応などを専門に学ぶ科目やコース、学科などを設け、自治体や企業で災害に対応できる専門的な人材を育成することが期待される。

また、自治体職員など社会人に対して防災教育を実施していくことも忘れてならない。

人と防災未来センターでは、展示などで子どもをはじめ誰にでもわかりやすく震災の経験と教訓を伝える機会を設けるとともに、自治体の防災担当職員に対する研修を行い、災害時に対応できる人材育成に取り組むほか、実践的な啓発研修に努めている。こうした語り継ぎに当たっては、震災の事実を伝えるだけでなく、その前提として、震災で学んだ知恵や経験を体系化していく継続的な研究が不可欠であり、人と防災未来センターでの研究ストック、大学との共同研究の機会が拡がってきている。

阪神・淡路大震災だけでなく、その後の自然災害において、地域特性に応じた様々な経験と教訓が積み重ねられており、被災地相互の交流を通じて、今後こうした蓄積

を継承していく取り組みが重要である。

(8) 平時からの危機管理体制の構築(牧委員)

「行政、地域、事業所などあらゆる場面において、来るべきあらゆる危機に対応可能 な、総合的で実践的な危機管理システムの構築を図る。」

阪神・淡路大震災の教訓として災害直後に被害の全体像をつかむことができず、初 動対応が遅れたということがあげられる。こういった反省を踏まえ、国レベルでは早 期被害推定システム、高密度な地震計の配置等の対策が行われ、兵庫県においてもフ ェニックス防災システムの構築が行われた。また、知事を補佐する危機管理の責任者 として防災監を置き、各部局と協働で災害対策・対応を行う仕組みが構築された。

人の命を救う、応急期の生活を支える、復旧・復興を進めるという総合的な危機管理システムの構築を図る試みが現在も続けられており、より実効性の高い防災対策を進めるために、これまでの地域防災計画に加え、計画的に防災対策を実施していくための防災アクションプランが策定されるようになっている。

地震災害の危機管理については様々な知見が収集され、その対策が進められているが、現在、様々なリスク(SARS、狂牛病、テロ、都市型災害、犯罪等)に対しても危機管理部局が対応することが求められるようになっている。自然災害・人為災害に対して一元的に対応可能な新たな危機管理システムの構築が求められている。

被害を出さないための対策、発生した被害を最小限にとどめるという防災対策の2つの目標を実現するための対策のあり方として、これまでの防災対策との違いを明確にした「減災」という言葉が使われるようになった。総合的な「減災」対策は行政だけでは実行することができず、地域に密着した防災の取り組み(コミュニティ防災)事業所を軸にした防災の取り組み(企業防災)、ボランティアと連携した防災の取り組み(ボランティア防災)が、危機管理の駆動力として定着することとなった。

また、広域的な危機管理の連携システムの整備も図られており、相互応援協定の締結のほか、消防や警察の全国的な緊急援助隊の整備、広域防災拠点の整備などが進展している。自治体職員を被災地に派遣して専門的あるいは行政的支援を図る取り組みも進んでいる。このことは、派遣職員にとっても、災害現場の対応を学び、実務でつながる人のネットワークを築けることにおいて、相互に意義がある。

(9) 身近なところがイニシアティブを持ち、復興を支える社会制度の整備(牧委員)

「被災地の自立的で内発的、包括的な復興のエネルギーとマネジメントを可能にする社会システムや法制度の整備が欠かせない。」

阪神・淡路大震災から 12 年が経過した現在も未だに自分達は復興していないと考える人達が少なからず存在する。このことは、被災者・被災地が震災復興の過程において、常に「何をもって復興とするのか」ということを主体的に考え、共有し、行動することの重要性を示唆する。加えて、こうした地域や市民の自発的な復興を、行政・市民が責任を持って実行するための行財政面の制度の確立が不可欠である。

各地域の特性を活かした復興施策を進めていくためには、各省庁の補助金により事業を実施していかざるを得ない現在の財政制度を改めていく必要がある。

各補助金の枠組みからはみ出した、災害からの復興や地域特有の課題、年度を超えた取り組みについて対応困難である。

こういった課題に対応するために、行政施策を補完し、長期・安定的、機動的に取り組める復興基金が設けられ、被災者・被災地の主体的な復興に大きな役割を果たした。

地方分権の推進と併せて、復興基金の枠組みからさらに一歩踏み込んで、米国の Community Development Block Grant のような、使途の決まった補助金ではなく自治体の裁量で実施していく取り組みを拡げ、これは復興だけではなく今後の自治体の運営すべてについてであるが、制度としての構築が求められる。

法制度全般の問題としては、災害対策基本法において復興に関する部分の具体化が遅れていること、応急救助において金銭支給よりも現物給付が重視されていること、住宅と生活の再建支援のほか地域経済復興や、まち並み形成を含めたまちづくり支援、あるいは地域の歴史文化の継承といった新しい公共的課題を促進するための支援策が不十分であることなどが存在する。そのために住宅や生活の再建はもとより、中山間地集落の再生や市街地商店街の再建などが難しくなっている。災害対策基本法などの見直しや住宅再建共済制度の普及なども含めて、復興関連法制度の整備が急務となっている。

(10) 公民協働の新しい社会システムの構築(野崎委員)

「震災後の市民の自発的な活動の盛り上がりは、<新しい公共>とも言われる共助の 大切さと中間支援の役割の重要性を浮き彫りにし、協働への道筋をつけた。」

震災と復興の過程において、行政の力だけでも市民の力だけでも及ばない限界が明らかになった。その結果、自助、公助に加えて共助の大切さが強調された。そのなかでは、行政、市民、企業、学校、メディア、専門家など多様な担い手の連携や協働が実現された。三つ星ベルトなどの企業の社会貢献のすばらしい取り組みも生まれた。

復興の取り組みを契機に数多く生まれたボランティアグループや NGO/NPO の活躍、それに加えて震災前から組織レベルで活動を続けてきた社会福祉協議会、生活協同組合の働き、専門家グループの活動、地域レベルでの地域組織の活動など、市民社会の担い手の多様化と活性化は、助け合い、支え合い、共に生きる「共生」の理念に支えられた、また復興への強い思いを「つなぎ」「まとめる」役割を果たす、中間支援組織や共助組織の重要性や必然性を浮き彫りにした。

復興過程での参画と協働や政策提言の場で、被災者復興支援会議や復興市民まちづくり支援ネットワーク、阪神・淡路まちづくり支援機構などが果たした中間支援の役割は、行政と市民をつなぐ復興の推進力として特に重要であった。復興の経過とともに中間支援の役割も変化し、それに伴い中間支援組織もより専門化・総合化してきた。しみん基金 KOBE、海外災害援助市民センター、市民活動センター神戸といった中間支援組織や専門家組織が数多く形成され、その後の復興支援に大きな役割を果たしている。

その役割の中でもアドボカシー(政策提言) アウトリーチ(現場主義) コーディネート(共創連携)の理念と実践は、平常時にも欠かせないシステムとしてその定着が求められる。

また、中間支援は、公民協働の場面だけではなく、企業と地域、NPOと地域、NPO 同士などのパートナーシップを構築し、共助の仕組みを定着させるこれからの社会には欠かせない取組である。

中間支援に取り組むボランティアグループや NGO/NPO が 2 1 世紀の成熟社会を支える重要なセクターであることは今や疑う余地がないところであり、これらの活動の

拡がりを受け、「特定非営利活動促進法」の成立など、各種団体の活動基盤の整備が 進められた。

1 いのち = 自助、共助、公助で、被害を最小限に抑え、被災者の命を守る。

(1) **命を守ること、命を救うことの大切さ[7]** 【磯辺委員】

住宅の耐震化

住宅の耐震化が家族や近隣住民の生命を守る

圧死・窒息死、新耐震基準、住宅の耐震診断、耐震 改修、耐震改修補助、耐震化の様々なレベルでの実 施、住宅性能保証、家具の転倒防止

自ら守る命と地域

自分たちの命と地域は自分たちで守る

個人備蓄、家族・住民による人命救助・初期消火、 自治会など地縁組織による安否確認、自主防災組織、 防火・救助資機材、災害救助NPOによる支援、企業に よる救助活動

防災関係機関と救急医療機関の連携強化

防災関係機関と救急医療機関の連携強化が被害の拡大を防ぐ 自衛隊・消防・警察、負傷者の搬送、災害救急医療、 トリアージ、血液・医薬品備蓄の充実、被災地外医 療機関との連携、ヘリコプターでの搬送、災害拠点 病院、災害医療コーディネーター

情報の把握・伝達システムの確立

被害情報の早急な把握と適切な伝達が被害を軽減する 「通信システム、通信手段、被害情報の把握、緊急地震

〔通信システム、通信手段、被害情報の把握、 緊急地震 、速報の活用、 通信会社による情報網復旧

情報提供・相談体制の構築

安否情報やくらしに役立つ情報の提供・相談体制の構築を 情報サポート、専門家集団による相談・アドバイス、 携帯電話の盲点、救護対策現地本部、外国人県民へ の防災情報提供、聴覚・視覚障害者への情報提供、 災害用伝言ダイヤル

行政とマスコミの連携

行政とマスコミの適切な連携が被災者・被災地を支える (被害情報、安心情報、生活情報、報道機関、コミュ 、ニティFM、リーダーのメッセージ

ライフライン・交通基盤の早期回復

市民生活や都市活動を支える都市基盤の早期回復が復旧・復興を促進した

「緊急給水、ライフラインの復旧、緊急輸送ルートの確保、自家用車の使用禁止、被害把握・緊急対応、警察による交通規制、医療機関への優先給水、鉄道の復旧支援策、鉄道代替バス輸送・緊急迂回ルートの確保

2 暮らす=被災者・被災地の生活条件を整え、その自立を支援する。

((2) 生活拠点となる住まいの確保[9]) 【地主委員】

避難所の運営

避難所の準備は不可欠。避難所運営を想定した設備の充実で、被災直後の被災者の不安を和らば、委望を与える運営を

被災直後の被災者の不安を和らげ、希望を与える運営を 仮設トイレ、パトロール、30万人の避難者、備蓄物 資、炊き出し、避難所リーダー、プライバシー、 避難者による自治組織結成、災害に備えた設備の充 実、避難所の早期解消、避難所の集約、EARTH、 ボランティア

応急仮設住宅供給のあり方

応急仮設住宅供給のあり方が問われた

大量供給、用地確保、住み慣れない地域、集団移転、 仮設自治会、仮設住宅での交流、仮設住宅への土地 の提供、ケア付き仮設住宅、地域型仮設住宅、仮設 住宅の解体・他への転用 公営住宅の大量供給

公営住宅の大量供給で住まいの復興が進んだものの、新たな 課題も生まれた

家賃減免、大量供給、用地確保、中層・低層住宅、老若 の混住、高齢者・弱者優先、ゴミ、ペット、駐車場、共 益費、自治会、既存公営住宅の空き室活用、住宅被害状 況の把握、民間住宅の公営借り上げ

住宅の再建

住宅の再建が復興の第一歩。まさかより、もしもの備えを

住宅崩壊、火災発生、二重ローン、公的支援、利子補給、 共済制度、災害救助法の応急修理制度、自治体の独自支 援策検討、地震保険・共済金等の支払い、共同建て替え 検討、生活再建支援金

民間賃貸住宅の供給

多様な住まいの供給が被災者の生活を守る

家賃補助、特優賃、賃貸入居、被災者への支援、空き 家率、再入居、家主支援・融資制度、全壊賃貸住宅の 再建、被災地外の民間住宅開放

新しい住まい方

多様な新しい住まい方がその人らしさを育てる

コレクティブハウジング、シルバーハウジング、グルー プホーム

マンション再建への備え

マンションの再建には、事前のルールづくりとコミュニティ 形成が必要

を朽化マンションの大量建て替え、被災マンション再建、 マンションでのコミュニティ形成

家屋の被害認定

速やかな応急危険度判定、公平・的確な家屋被害認定が復興につながる

応急危険度判定、宅地・危険箇所パトロール、判定士へ の応援要請、判定士育成、家屋被害認定、罹災証明の発 行、他自治体への応援要請

広域的な廃棄物処理

家屋の公費解体と震災がれきの広域的な処理が早期復興を促進した

「家屋の公費解体、がれき運搬・集積、野焼き処分、リサ イクル、他自治体への応援要請、他自治体との協定締結」

(3) 心身の健康、生活資金、生きがいなどのくらしの回復[10] 【磯辺委員】

生活の再建

生活再建支援の明確化や手続きの簡素化が被災者の生活再建 意欲を育てる

小口資金貸付、災害援護資金、生活保護、生活再建支援金、 自立支援金、転宅特例、雇用保険給付、弔慰金、義援金、赤 十字募金、分割返済が効果的、税の特例措置、保険金、共済 金、金融機関からの融資、中堅所得層、企業の家族主義的 対応、被災社員の住宅確保

健康づくり

被災者の心身両面にわたるサポートが大切

(仮設診療所、巡回診療、健康相談、まちの保健室、県外 、医療機関での患者受け入れ

こころのケア

被災者に対するこころのケアが、震災による心理的影響から の立ち直りを支え、日常生活の回復と安定をもたらす

(被災者のPTSD、こころのケアセンター

児童生徒のこころのケア

児童生徒の不安を取り除くこころのケアが子どもたちを育む 震災遺児、教育復興担当教員、スクールカウンセラー、 児童・生徒の被害把握、教員のカウンセリング能力の向上

災害時の教育

被災者の住まいや生活状況に応じた子ども達のための教育が 必要

授業料減免、疎開児童生徒、学区外通学、転校した児童 ・生徒への対応

生きがいづくり

生きがいを持つことが明日への活力を生む

ý害関連死、アルコール依存、閉じこもり、 孤独死、 、仲間づくり、居場所づくり、自殺防止

人を癒し、生きる力を与える芸術文化

人を癒す芸術文化が被災地の活力を生み、被災者に生きる力 を与える

(被災地への芸術活動支援、芸術文化センター、芸術に よる癒し(アートセラピーなど)

災害時要援護者に対する支援

災害時の要援護者に対する特別な支援が平素から必要

「要援護者の安否確認、医療依存度の高い在宅療養者、要援護者の台帳マップづくり、透析患者への対応、妊婦への支援、障害者支援、ケア付き仮設住宅、福祉避難所

県外避難者への対応

ふるさとを愛する県外避難者の思いに応える

一般難実態の把握、情報格差、支援情報の提供、一時入居、帰県支援、民間による転居受け入れ、企業の社宅利用物資支援のあり方

物資支援のあり方が問われた

分配、不要物資の処分、集配基地、緊急時の生活物資 供給、仕分け作業、企業による組織的救援

〔 (4) **地域経済の活性化としごとの確保**[7] 〕【地主委員】

中小企業・地場産業の活性化

地域経済と雇用を守る中小企業・地場産業の活性化を

仮設工場、緊急融資、事業再開支援、地場産業の再生、 資金計画のアドバイス、中小企業の被害把握、経済団 体による被害把握、被災した地域での救助活動、被災者 への物資提供、商工会議所などとの連携

事業継続計画(BCP)の策定

企業活動の継続が地域の経済・雇用を守る

(BCP、企業間相互援助協定、 社員の緊急派遣 まちのにぎわいづくり

商店街と地域住民が一体となったまちの活性化が不可欠

共同施設復旧、イベント助成、まちのにぎわいづくり、空き店舗活用、地域商業活性化、インナーシティー問題、中心市街地活性化、空き地活用策検討、企業によるイベント、地域組織・NPOによるイベント、商店の被害把握、被災商店支援、被災した地元での救助活動・被災者支援、後継者不足

震災離職者の雇用確保

震災による離職者の雇用の確保がくらしを守る

 新しい働き方

コミュニティビジネスなど新しい働き方が芽生えた (コミュニティビジネス、生きがいしごと、SOHO) 被災地での資金循環

地元での資金循環が被災地の復興を促進する

「復興特需、資金循環、地域金融、金融維持、新産業 創造、構造改革特区、経済被害の把握・施策立案 震災ツーリズムの推進

兵庫発の震災ツーリズムで地域経済の活性化を

震災ツーリズム、神戸ルミナリエ、復興のモニュメント、修学旅行、語り部、観光客の安全確保、観光客の避難場所確保、外国人観光客への対応、観光キャンペーン、観光業界への助成

3 創る = ひとと地域の活力を取り戻し、災害に強いひと・まち・文化を築く。

(5) **人をつなぎ互いを助ける地域コミュニティ**[3] 【野崎委員】 地域コミュニティの形成

人と人をつなぐ地域のコミュニティが生活復興を支える (地域への愛着と誇り、ふれあいセンター、ふれあい 喫茶、コミュニティプラザ、自治会・婦人会・老人会、マン

ション住民の地域社会への参加、多文化共生、公民館な どの地域拠点の機能強化、仮設住宅でのコミュニテ ィづくり、団塊の世代

家族の絆の重要性

家族の絆が大切。核家族化や家族の小規模化により、家庭 機能が大幅に減退

「家族機能の後退、震災後顕在化した家族問題(震災同 ○居、離婚、震災遺児)、 震災による解雇・失職

高齢者の見守り

今後急増する高齢者を地域で見守る仕組みが大切 「LSA、SCS、自立支援ひろば、コミュニティケ ア(地域での見守り)、地域の福祉を担う者の連携、 家事援助、友愛訪問、民生委員活動、住民参加型地 域福祉、住み慣れた地域への復帰

(6) 住民が主体となったまちづくり[6] (善積委員)

まちのビジョンづくりと合意形成機能の充実

今後のまちづくりには、ビジョンとその合意形成機能が不可欠 「まちづくり協議会、自治会、合意形成・コーディネート、まちづくり活動支援、地区計画づくり、住民 組織への支援

専門家によるまちづくり支援

復興まちづくりにおける専門家の早期の支援が、住民主体 のまちづくりを促す

「まちづくりコンサルタント、専門家による支援、 まちづくりへの助成制度、 共同建て替え

面的整備事業のあり方

住民同士の利害調整と将来展望が面的整備事業の成否を握る 利害調整、減歩、まちの個性、二段階方式の都市計 画決定、都市計画決定の縦覧、既存不適格

まちなみの景観保全

まちなみの景観を守り、地域の誇りを育む (街並み景観の保全、空地活用、グリーンネットワー ク、協調建て替え 被災文化財等の保存

被災文化財等の保存が地域の復興を支える

歴史的建造物、私立登録博物館、私立博物館類似施設、文化財の被害把握、文化財救出、文化財復旧への助成

災害に強い社会基盤整備

住民とともに進める社会基盤の整備や維持管理が災害に強い まちづくりにつながる

√公園の防災機能、せせらぎ水路、アドプトプログラム、 多核ネットワーク、多元・多重の総合交通体系、耐震 補強

(7) 震災の経験と教訓の語り継ぎ[3] 【善積委員】

防災教育の推進

震災に学び、備える次代を担う人材育成が不可欠 「舞子高校環境防災科、EARTH、防災訓練、児童・生

徒によるボランティア活動

語り継ぎ・研究

阪神・淡路大震災の意味、人の命や絆の大切さなど、震災の 経験と教訓を後世に語り継ぎ、研究することが大切

びょうご安全の日、1.17防災未来賞、震災教訓の継承、 人と防災未来センター、災害文化

災害時に対応できる人材の確保

災害時に対応できる行政職員などの人材育成が不可欠

行政職員等の育成、ボランティアの受け入れ、災害救援 予備役(OB活用)、人と防災未来センター

4 支える = 今後の高齢社会、成熟社会、減災社会を支える仕組みをつくる。

(8) **平時からの危機管理体制の構築[**4] 【牧委員】

実戦的な危機管理

行政の実戦的な危機管理が県民の安全・安心を確保する

初動体制、24 時間監視・即応、実戦的な訓練、自治体 間連携、防災監、広域防災拠点、国・県・市町レベルの 連携、被害想定、地域特性に応じた危機管理

地域防災力の向上

地域住民が考え、取り組む地域防災力の向上が不可欠

(地域防災訓練、防災研修、ハザードマップ、防災力強化) 県民運動

被災地相互の助け合い

被災地相互に助け合う人材派遣が応急・復旧・復興対策のレベルを向上させる

応援職員の受け入れ、被災自治体への職員派遣、国際協力、国外からの応援受け入れ、相互応援協定

帰宅困難者に対する備え

大都市直下地震時の帰宅困難者に対する備えが必要

(交通途絶、帰宅困難者支援協定

(9) **身近なところがイニシアティブを持ち、復興を支える社会制度の整備[4]** 【牧委員】 復興を支える財政的保障の確立

地方主体の復興を支える財政的保障が必要

復興基金、地方債、国庫補助、財政負担、被災地の経済

国と地元の連携の仕組みづくり

現場主義に基づく国と地元の連携の仕組みづくりが不可欠 国現地対策本部、復興本部、復興委員会、都市再生戦略 策定懇話会、特例法検討、県・市町レベルの対策本部 復興計画の策定・推進とフォローアップ

多様な主体の連携・協力による復興計画の策定・推進とフォローアップが、創造的復興を実現する

創造的復興、復興像に関する住民との合意形成、緊急 復興3か年計画、フェニックス計画、住民参加による 復興計画づくり、復興成果検証、復興フォローアップ 復興を支える法的枠組みの確立

地方主体の復興を国が支える法的枠組みが不可欠

16本の特別立法、復興の概念、災害救助法の弾力的 運用

(10)公**民協働の新しい社会システムの構築[4]** 【野崎委員】

ボランタリー活動の盛り上がり

ボランタリー活動の盛り上がりが復興を促進し、成熟社会 を支える

ボランタリー活動助成、NPO/NGO、専門ボラン ティア、個人レベルの支援、ボランティアの専門化・ 地元化、ボランティア受け入れ窓口開設、ボランティ アへの情報発信、個人レベルの支援

中間支援組織の役割

公民協働関係を発展させるために中間支援組織が重要

企業等と地域のパートナーシップ

企業や大学、専門家等と地域のパートナーシップが新しい 地域社会をつくる

(企業CSR、大学の地域貢献

公と民の協働関係の構築

行政と民間の協働関係の構築が地域社会を発展させる 被災者支援県民運動、NPOとの協働、県民の参画 と協働、新しい公

(2)

住宅の再建が復興 の第 歩。 まさかより ŧ ŧ の 備えを

被災者自身が、まさかよりもしもの備えに取り組んでいかなければならない。
は宅の再建は、人口の回復や地域経済の回復など、被災地域の再生には不可欠の要素である。震災後、公的な住宅再建支援制た土地を離れることを余儀なくされ、被災者は住宅の再建や新しい生活への適応など、多大な負担と苦労を強いられた。 阪神・淡路大震災では、四十五万世帯(二十五万棟)を超す住宅が全半壊の被害を受け、高齢者や低所得者の中には、住み慣 建支援制度

生活が新たな課題を生

南店街の哀退等、地域の再生が進まなかつい南店街の哀退等、地域の再生が進まない地域では、人口が回復せず持などの新たな課題が生じ、また、再特などの新たな課題が生じ、また、再りは居死」、地域コミュニティの形成・大土地を離れたことにより、閉じこもた土地を離れたことにより、閉じこもた土地を離れたことにより、閉じこもた土地を離れない地域での生活が新たな課題を慣れない地域での生活が新たな課題を慣れない地域での生活が新たな課題を が進まなかった。「が進まなかった。」、「はいまた、再建してもりる。慢れ

個人の物的被害に対する補償は「国家が個人の物的被害に対する補償は「国家が個人の物的被害に対する補償は「国家が

ら保宅 の険ロ 蓄にし

は、最も望ましい。 が、被災者や被災地の復興には重要。 が、被災者や被災地の復興には重要。 が、被災者や被災地の復興には重要。 が、被災者や被災地の復興には重要。 が、被災者や被災地の復興には重要。

基本であ るが

きず そ住ない。高いにの い被災者も多く、自らまた負担感から地震促縮者や低所得者は住宅には限界がある。

もあった。
は、なかなか可建にまず、なかなか可建にあたって区分所有者となって区分所有者となって区分所有者をは、なかなか可能にあたって、なかなかがなり、

される。されるのでは、これのでは、こ

が合意用点 また、 ながらながらない

い成担マた

事ががンめ、例進一シ、

y。 建は地域再生に につながる 公共的課

住宅再建は地は 被災者の住宅 被災地に住宅 が災地に住宅 る再経宅 課建済が 題はの再 で、回建あ地復さ る域はれ 生待けれ つきば、

仕組み・ ・ ・ 県民生活のあり 社 様会の

ための国家的制度を創設することを要請自然災害被災者の住宅復興を促進する上がり

住宅の再建は、自助努力が基本住宅の再建は、自助努力が基本で、は事前に地震保険や住宅再建共済へは事前に地震保険や住宅再建共済へ入により、生活基盤回復への備えに入により、生活基盤回復への備えに入により、生活基盤回復への備えに入により、生活基盤回復への備えに、保険への加入率は十五、二%(平成保険への加入率は十五、二%(平成保険への加入率は十五、二%(平成保険への加入率は十五、二%(平成上で、依然低い状況にある。 住宅再建支援制度の創設と改正 平成十七年度に創設した。 平成十十年度に創設した。 平成十十年度に創設した。 中成十七年度に創設した。 中成十七年度に創設した。 中成十七年度に創設した。 中域中以行、利度改正の取組が進められていた。 東庫県では、住宅所建設制度の創設と改正 中域中域では、住宅所建立を削け合う共済制度の創設と改正 中域十七年度に創設した。

取の県り加民

にへ

%十地をと七震経

県民の積極的な月現在) にとどといい

【住宅の再建の充実に向けた取組み】 県民の取組み

○住宅の耐震化 ○地震保険への加入

住宅再建制度三位一体の取組

住宅所有者 間の相互扶 助の仕組み 公費による

共助

公

助

自

助

支援

備え

兵庫県住宅再建共済 制度の創設

国:被災者生活再建支援法 「県・市町:法の補完制度

住宅の耐震化・ 地震保険・貯蓄

行政の取組み

自己の被災

に対する

○住宅の耐震改修工事等への助成

○住宅再建支援制度の充実

企業の取組み

制度

合に給付

住宅所有者加入 Ⅰ 負担金 5,000 円/年

給付金 10~600 万円

マンション管理組合加入

×住戸数

×再建後住戸数

政人的済をす

府も住宅再建支援の検討を始めた。の署名を集め、そのことが契機となり、運動に取り組んだ結果、二,五〇〇万、日生協)が平成八年に発足し、国民求める国民会議」(兵庫県、連合、全労求める国民会議」(兵庫県、連合、全労

負担金 2,500 円/年

1給付金25~300万円

○耐震改修工事の技術

開発・コストダウン等

兵庫県住宅再建共済、

(フェニックス共済)

自然災害による被災

から補修・再建した場上

え済し

一成の災